

廃棄物の発生場所と搬入廃棄物の区分と受入基準

受入基準〔共通事項〕

- ・ 金属等を含む場合は判定基準以下であること。（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを除く。）
- ・ 毒物、劇物及び特定毒物、農薬等が付着、又は、封入されたものでないこと。
- ・ 悪臭が発生するものや揮発性の溶剤等を含まないこと。
- ・ 油分を含まない（水で油膜が生じない）こと。
- ・ PCBの付着したものが混入していないこと。
- ・ 水銀は基準値を超えて含有していないこと。
- ・ 申込書添付写真は、建物または解体部分の全景と対象廃棄物の近景、並びに寸法の定めがある場合は原則として搬入する対象廃棄物にスケールを当て計測した大きさ（基準値内であること）が確認できるもの。原則としてスケールを当てて寸法が確認できるものとする。

排出場所	区分	状態等	品目ごとの受入基準等		
製造工場	ガラ陶	ガラスくず	廃空瓶、板ガラスくず、破損ガラス 等	<p>※ガラ陶: 製品の製造過程等で生じるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大径概ね15cm以下、中空の状態でないもの。 ・ 従前が容器の場合、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れたものを除く。 <p>* グラスウールは、ビニール等の覆いを取り除き、最大径は概ね30cm以下に破碎したもの。</p> <p>* 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。</p>	
		コンクリートくず	製造過程で発生するコンクリートくず、インターロッキングくず 等		
		陶磁器くず	陶器くず、磁器くず、土器くず、煉瓦くず、石膏型、タイルくず 等		
		グラスウール	ガラス繊維質の断熱材くず		
		ギロチンダスト	金属類を切断した際等に発生する残渣		
	汚泥	無機性汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物（めっき汚泥・金属表面処理汚泥、研磨汚泥・砂利洗浄汚泥、浄水汚泥等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 ・ 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・ 悪臭を発生しないもの。
			鉄さい	鉄さい、鋳物砂 等	
	鉄さい	溶融スラグ	高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい（スラグ）		

排出場所	区分		状態等	品目ごとの受入基準等
建設・解体現場	ガラ陶	ガラス破片	板ガラス破片、破損ガラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径概ね15cm以下、中空の状態でないもの。 ・木くず、紙くず等の混入は、建設混合廃棄物。 ・容器にあっては、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れたものを除く。 * グラスウールは、ビニール等の覆いを取り除き、最大径は概ね30cm以下に破碎したもの。 * 廃石膏ボードの最大径概ね30cm以下。 * ヒ素・カドミウムを含有するものを除く。 * クロスは取り除くこと。 * 石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		陶磁器破片	陶器破片、磁器破片、土器破片、煉瓦くず破片、タイル破片等	
		グラスウール	ガラス繊維質の断熱材くず	
		廃石膏ボード	廃石膏ボード	
		廃石膏ボード（石綿含有）		
	がれき類	がれき類	コンクリート破片、コンクリートブロック破片、アスファルト破片等	<ul style="list-style-type: none"> ※がれき類：工作物の新築、改築、除去により生じたもの。 ※リサイクル対象のがれき類は除く。 ・最大径概ね15cm以下。 ・木くず、紙くず等の混入は、建設混合廃棄物。 * 石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		がれき類（石綿含有）	石綿セメント板、スレート、ケイカル板、水道・農業用石綿セメント管、サイディング、フレキシブルボード等	
		建設混合廃棄物	建設現場の下ごみで、現地で分別しきれず、木くず、紙くず等が混入	
	汚泥	建設基礎汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物（ベントナイト泥等）	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・悪臭を発生しないもの。
		道路側溝汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物（道路等の側溝を維持管理者が清掃した際に除去した汚泥〔個人が実施した側溝清掃で発生した汚泥は一般廃棄物〕）	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・悪臭を発生しないもの。
道路清掃（産廃）	汚泥	道路側溝汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物（道路等の側溝を維持管理者が清掃した際に除去した汚泥〔個人が実施した側溝清掃で発生した汚泥は一般廃棄物〕）	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・悪臭を発生しないもの。

排出場所	区分		状態等	品目ごとの受入基準等
中間処理施設 (破砕)	ガラ陶	ガラスくず	廃空瓶、板ガラスくず、破損ガラス 等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径概ね15cm以下、中空の状態でないもの ・木くず、紙くず等の混入は、<u>管理型混合廃棄物</u>。 ・従前が容器の場合、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れたものを除く。 ・グラスウールは、ビニール等の覆いを取り除き、最大径は概ね30cm以下に破砕したもの。 ・<u>金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。</u> ・<u>廃石膏ボードの最大径概ね15cm以下。</u> ・ヒ素・カドミウムを含有するものを除く。
		陶磁器くず	陶器くず、磁器くず、土器くず、煉瓦くず、石膏型、タイルくず 等	
		グラスウール	ガラス繊維質の断熱材くず	
		ギロチンダスト	金属類を切断した際等に発生する残渣	
		廃石膏ボード	廃石膏ボード	
	がれき類	がれき類	コンクリート破片、コンクリートブロック破片、アスファルト破片 等	
管理型混合廃棄物		建設現場等のごみで、施設保管時に、 <u>木くず・紙くず等が混入</u>		
中間処理施設 (脱水)	汚泥	無機性汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・悪臭を発生しないもの。
中間処理施設 (焼却 (溶融))	鉾さい	溶融スラグ	焼却・溶融施設からの残さい（スラグ）	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・熱しゃく減量10%以下。 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの。 ・燃え殻は、ばいじんと区分して排出されたもの。
	燃えがら	燃えがら	焼却灰、炉清掃物、石炭灰	
	ばいじん	ばいじん	ばいじん（ばい煙発生施設、焼却施設等の集じん施設で集められたもの）	

排出場所	区分		状態等	品目ごとの受入基準等
バイオマス発電施設	燃えがら	燃えがら	焼却灰、炉清掃物	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・熱しゃく減量10%以下。 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの。 * 燃え殻は、ばいじんと区分して排出されたもの。
	ばいじん	ばいじん	ばいじん（ばい煙発生施設、焼却施設等の集じん施設で集められたもの）	
採掘現場	鉱さい	鉱さい	不良鉱、ポタ、鉱じん	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。
火事現場（産廃）	ガラ陶	ガラス破片	廃空瓶、板ガラス、破損ガラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径概ね15cm以下、中空の状態でないもの。 ・木くず、紙くず等の混入は、建設混合廃棄物。 ・容器にあっては、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れたものを除く。 * グラスウールは、ビニール等の覆いを取り除き、最大径は概ね30cm以下に破碎したもの。 * 廃石膏ボードの最大径概ね30cm以下。 * ヒ素・カドミウムを含有するものを除く。 * 石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		陶磁器破片	陶器、磁器、土器、煉瓦、石膏型、タイル等	
		グラスウール	ガラス繊維質の断熱材くず	
		廃石膏ボード	廃石膏ボード	
		廃石膏ボード（石綿含有）		
	がれき類	がれき類	コンクリート破片、コンクリートブロック破片、アスファルト破片等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径概ね15cm以下。 ・木くず、紙くず等が混入の場合は、建設混合廃棄物。 * 石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		がれき類（石綿含有）	石綿セメント板、スレート、ケイカル板、水道・農業用石綿セメント管、サイディング、フレキシブルボード等	
		建設混合廃棄物	安定型廃棄物と分別困難な木くず、紙くず等が混入	
		燃えがら	焼却灰	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系の場合は、り災証明添付。 ・事業系（事務所等）は、金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。

排出場所	区分	状態等	品目ごとの受入基準等	
不法投棄現場等 (産廃)	ガラ陶	ガラス破片	廃空瓶、板ガラス破片、破損ガラス 等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径概ね15cm以下、中空の状態でないもの。 ・木くず、紙くず等の混入は、建設混合廃棄物。 ・容器にあつては、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れたものを除く。 ・グラスウールは、ビニール等の覆いを取り除き、最大径は概ね30cm以下に破碎したもの。 ・廃石膏ボードの最大径概ね30cm以下。 ・ヒ素・カドミウムを含有するものを除く。 ・石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		陶磁器破片	陶器破片、磁器破片、土器破片、煉瓦破片、タイル破片 等	
		グラスウール	ガラス繊維質の断熱材くず	
		廃石膏ボード	廃石膏ボード	
		廃石膏ボード (石綿含有)		
	がれき類	がれき類	コンクリート破片、コンクリートブロック破片、アスファルト破片	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径概ね15cm以下。 ・木くず、紙くず等が混入の場合は、建設混合廃棄物。 ・石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		がれき類 (石綿含有)	石綿セメント板、スレート、ケイカル板、水道・農業用石綿セメント管、サイディング、フレキシブルボード 等	
		建設混合廃棄物	安定型廃棄物と分別困難な木くず、紙くず等が混入	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・建設混合廃棄物は、熱しゃく減量35%以下、比重0.3以上。 ・一片が5cm以上の木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くずが混入していないこと。
		燃えがら	焼却灰	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・熱しゃく減量10%以下。 ・飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの
		無機性汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物 (めっき汚泥・金属表面処理汚泥、研磨汚泥・砂利洗浄汚泥、浄水汚泥等)	<ul style="list-style-type: none"> ・含水率が85%以下 (流動性を呈さない) のもの。 ・金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 ・悪臭を発生しないもの。

排出場所	区分		状態等	品目ごとの受入基準等
一般廃棄物 焼却施設	焼却灰	焼却灰		<ul style="list-style-type: none"> ・ ばいじんと区分して排出されたもの、熱しゃく減量10%以下。 ・ 飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの。 ・ 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。
	ばいじん	ばいじん		<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱しゃく減量10%以下。 ・ 飛散防止措置を講じたもの。 ・ 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。
	溶融スラグ	溶融スラグ		
一般廃棄物 処理施設	不燃残さ	不燃残さ	不燃ごみから「処理不適物」「可燃物」「資源物」を回収したのちの残さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大寸法概ね15cm以下。 ・ 熱しゃく減量10%以下。
			溶融不適物	
			カレットくず	

排出場所	区分	状態等	品目ごとの受入基準等	
不法投棄又は掘り起こし一般廃棄物 * 不法投棄：廃棄物が適正に処理されず不法に投棄されたもの * 掘り起こし廃棄物：廃棄物（ゴミ、コンクリート塊等）が地中に埋まっていたもの	ガラ陶	ガラス破片	廃空瓶、板ガラス破片、破損ガラス等	<ul style="list-style-type: none"> 最大径概ね15cm以下、中空の状態でないもの。 従前が容器の場合、毒物、劇物、特定毒物、農薬、薬品を入れたものを除く。 グラスウールは、ビニール等の覆いを取り除き、最大径は概ね30cm以下に破碎し、飛散防止措置を講じたもの。 廃石膏ボードの最大径概ね30cm以下。 ヒ素・カドミウムを含有するものを除く。 石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。
		陶磁器破片	陶器破片、磁器破片、土器破片、煉瓦破片、タイル破片等	
		グラスウール	ガラス繊維質の断熱材くず	
		廃石膏ボード	廃石膏ボード	
		廃石膏ボード（石綿含有）		
がれき類	がれき類	コンクリート破片、コンクリートブロック破片、アスファルト破片	<ul style="list-style-type: none"> 最大径概ね15cm以下。 木くず、紙くず等が混入の場合は、建設混合廃棄物。 石綿含有廃棄物は、半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包すること。 	
	がれき類（石綿含有）	石綿セメント板、スレート、ケイカル板、水道・農業用石綿セメント管、サイディング、フレキシブルボード等		
建設混合廃棄物	建設混合廃棄物	安定型廃棄物と分別困難な木くず、紙くず等が混入	<ul style="list-style-type: none"> 建設混合廃棄物は、熱しゃく減量35%以下、比重0.3以上。 一片が5cm以上の木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くずが混入していないこと。 	
	燃えがら	焼却灰	<ul style="list-style-type: none"> 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 熱しゃく減量10%以下。 飛散防止措置を講じたもの、火気を帯びていないもの。 	
無機性汚泥	無機性汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物（めっき汚泥・金属表面処理汚泥、研磨汚泥・砂利洗浄汚泥、浄水汚泥等）	<ul style="list-style-type: none"> 含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 悪臭を発生しないもの。 	
	道路側溝汚泥	泥状を呈する無機性廃棄物（道路等の側溝を維持管理者が清掃した際に除去した汚泥〔個人が実施した側溝清掃で発生した汚泥は一般廃棄物〕）	<ul style="list-style-type: none"> 含水率が85%以下（流動性を呈さない）もの。 金属等を含む場合の判定基準を満たしていること。 悪臭を発生しないもの。 	
道路清掃（一廃）	汚泥	道路側溝汚泥		